

令和7年度 総社市保育所・認定こども園(保育部)・地域型保育事業保育料徴収基準額表(案)

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)			
階層区分	定 義	3歳児未満		3歳児以上	
		標準時間	短時間		
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0		
C	A階層を除き、市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	均等割額のみ 課税世帯(所得割非課税世帯)	13,800	13,800	
		所得割の額が 10,000円未満である世帯	15,400	15,200	
		10,000円以上 30,000円未満の世帯	17,800	17,400	
		30,000円以上 48,600円未満の世帯	18,400	18,000	
		48,600円以上 64,800円未満の世帯	22,000	21,600	
		64,800円以上 81,000円未満の世帯	25,000	24,600	0
		81,000円以上 97,000円未満の世帯	29,000	28,400	
		97,000円以上 125,800円未満の世帯	35,000	34,200	
		125,800円以上 154,600円未満の世帯	42,000	41,400	
		154,600円以上 169,000円未満の世帯	43,000	42,200	
		169,000円以上 301,000円未満の世帯	50,000	48,800	
		301,000円以上 397,000円未満の世帯	56,000	54,600	
		397,000円以上の世帯	58,000	56,600	

※市町村民税所得割額は、退職所得に係る所得割額を除いた額とし、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、個人の市町村民税の配当控除・住宅借入金等特別税額控除額等の税額控除前の額で算定する。

令和7年度の保育料の詳細が決まりましたら、市役所ホームページ、窓口等でお知らせします。